一般社団法人 全国定期巡回・随時対応型訪問介護看護協議会

定款変更 新旧対照表
（令和 8 年 1 月 29 日 臨時社員総会付議）

本新旧対照表は、令和 8 年 1 月 29 日開催予定の臨時社員総会において付議される定款変更について、現行定款（令和 6 年 8 月 26 日改定）と変更後定款（令和 8 年 1 月 29 日改定予定）を対照し、その内容を明らかにするものである。

■ 第1章 総則

【第 3 条（目的）】

＜現行定款＞
当法人は、介護保険事業の夜間対応型訪問介護事業（以下「本事業」という。）及び 24 時間在宅ケアを推進する事業等（以下「関連事業」）の実施事業者もしくは支援を行う事業者による全国における本事業の普及・拡大を図ることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

＜変更後定款（案）＞
当法人は、介護保険事業の夜間対応型訪問介護事業及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業（以下「本事業」という。）及び 24 時間在宅ケアを推進する事業及び高齢者等の居住支援や終身サポートを推進する事業等（以下「関連事業」）の実施事業者もしくは支援を行う事業者による全国における本事業の普及・拡大を図ることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

＜変更理由＞
法人名称および実際の事業活動内容に即し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業を本事業に明確に位置付けるとともに、居住支援・終身サポートに関する事業を関連事業として整理するため。

■ 第3章　社員総会

【第 13 条（開催地）】

＜現行定款＞
社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

＜変更後定款（案）＞
社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。
2 前項の規定にかかわらず、理事会は、感染症の拡大、天災地変その他やむを得ない事由があると認める場合、又は社員総会の運営上必要と認める場合は、インターネット等の通信手段を用いた会議（ハイブリッド型またはバーチャルオンリー型）として開催することができる。

＜変更理由＞
社会情勢の変化および社員総会運営の柔軟性確保のため、オンライン等による開催方法を定款上明確化するため。

【第 14 条（招集）】

＜現行定款＞
社員総会の招集は、理事会がこれを決定し、理事長が招集する。
2 社員総会の招集通知は、開催日より1週間前までに各社員に対して発する。

＜変更後定款（案）＞
社員総会の招集は、理事会がこれを決定し、理事長が招集する。
2 社員総会の招集通知は、開催日より1週間前（ただし、第 15 条第 2 項に規定する書面又は電磁的方法による議決権の行使を認めるときは 2 週間前）までに各社員に対して発する。

＜変更理由＞
書面または電磁的方法による議決権行使を導入することに伴い、社員の検討期間を確保するため。

【第 15 条（決議の方法）】

＜現行定款＞
社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

＜変更後定款（案）＞
社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。
2 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって議決権を行使し、又は他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において、前項の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。
3 理事が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

＜変更理由＞
委任状・書面・電磁的方法による議決権行使およびみなし決議を可能とし、社員総会運営の円滑化を図るため。

■ 第4章 役員

【第 19 条（役員の員数）】

＜現行定款＞
当法人に次の役員を置く。
理事 3 名以上 7 名以内
監事 2 名以内

＜変更後定款（案）＞
当法人に次の役員を置く。
理事 3 名以上 11 名以内
監事 2 名以内

＜変更理由＞
法人運営体制の強化および将来的な理事増員に柔軟に対応するため。

以上